自教労連発39号 自教労神発175号 2022年10月3日

神戸市教育委員会 教育長 長田 淳 様

> 兵庫県自立教育労働者組合連合会執行委員長 小山辰男 神戸市自立教育労働者組合執行委員長 高橋秀明

要 求 書 及び 交渉申し入れ書

貴職の教育活動発展にむけたご尽力に敬意を表します。

今、幼児・児童・生徒をめぐる状況の厳しさゆえに、市民の学校に対する期待や要求が大きくかつ多様なものになってきています。そんななか、行政的に条件が未整備のまま、「保護者・市民のニーズに対応するための仕事」を学校で働く職員が請け負わざるを得ない場面が多々あります。また、「保護者・市民の要求」を口実に職員が多大な「仕事」を結果として命じられ、その結果職場管理が強化されることで権利が実質的に剥奪されている例が多く見られます。管理強化の結果、労働環境は悪化し、持病があったり高齢や障がいのある家族の介護を必要としていたりするなど困難な状況にある職員が休職や退職を余儀なくされるという現実が多くあります。また、労働関係法令を正しく理解しない管理職が思い込みだけで職員に法令上根拠のない「仕事」を命じたり、慢性的恒常的な超過勤務の存在を放置したりすることによって職員の疲弊化を招いています。

私たち兵庫県自立教育労働者組合連合会(略称「兵庫自教労連」)・神戸市自立教育労働者組合(略称「神戸自教労」)は、学校教育に対する市民の要求を実現させることの大切さを理解するからこそ、賃金の決定及び服務制度、そして定数管理にも権限を有する貴職が文字通り私たちの雇用主として学校労働者の労働条件を整備・充実させる責任があると考えます。

また、本年6月28日、大阪地方裁判所は、大阪府立高校教員の西本武史氏(原告)が『原告が過重な業務負担により適応障害を発症して2度にわたり休職したが、これに対し学校側が適切な軽減措置を取るのを怠ったとして、大阪府(被告)に損害賠償を請求』した訴訟で、この訴えを認め、被告に損害賠償を命じました。裁判で被告側は、長時間労働は校長による指示ではなく、原告による自発的行為と主張しました。校長は原告に対して「体調は大

丈夫か」「仕事を精査し効率的に業務を進めてください」などの声がけを行っており、校長としての注意義務を果たしていたというものでしたが、判決はこれを全面否定しました。教員の労働問題に詳しい埼玉大学教育学部准教授の髙橋哲氏は、この判決について「非常に画期的」と評価する一方、「これまでも教育職員の過労死や過労自死、精神疾患などで損害賠償を認めた裁判はいくつもありました。このような悲惨な被害がないと学校側の長時間労働の違法性が認められないという現状に問題がある」と指摘しました。

そして、教員の長時間勤務が社会的な問題となる中、文科省は本年8月から、全国の小中学校、高校を対象とした教員勤務実態調査を開始しています。国会の附帯決議では、今回の調査結果を受け、給特法(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法)の「抜本的な見直しに向けた検討」を行うよう求めており、教員の長時間勤務の要因ともされる給特法の見直し作業の第一歩と位置付けられています。今回の調査結果がまとまる時期は未定とされていますが、その後の給特法見直しに向けたスケジュールについては、次に給特法を抜本的に見直すとすれば、臨時国会ではなく、政府予算案が審議される通常国会が法改正の舞台になるとみられています。

給特法の抜本的な見直しが必要とされる背景には、給特法が「公立学校の教員はどこまで が職務であるのか切り分けがたいという教員の職務の特殊性」を理由に、月額給与の 4%を 「教職調整額」として支払う代わりに、超過勤務に対する残業代を支払わないことなどを定 めていることから、学校現場の勤務時間管理があいまいになり、それが当たり前のように教 員が長時間労働を続ける実態につながった、との見方が広がっていることがあります。これ を是正するためには、文科省が予算要求を行って政府予算案に必要な措置を盛り込み、予算 と合わせて審議する予算関連法案として、給特法の改正案あるいは廃止案の国会成立を図 るのが常識的な見方です。もし仮に、長時間勤務が常態化している教員の残業代をちゃんと 支払った場合、いくらくらいの負担になるのか。これについて、本年4月6日の衆議院文部 科学委員会で、文科省の伯井美徳初等中等教育局長は「現状の勤務実態をもって直ちに教員 の時間外勤務の給与上の評価を行うことは困難」と前置きした上で、16 年度の前回調査を 基に過去の中教審で当時の担当課長が説明した推計について答弁しています。それによる と、月額給与に対する残業代を「16 年度の教員勤務実態調査の結果などを基に推計すると、 小学校は30%、中学校は40%に相当する」として、「(義務教育費国庫負担金として3分の 1 を負担する) 国庫ベースで 3000 億円、国と地方を合わせると 9000 億円を超える金額が必 要」と答弁しました。

かかる観点に立って、昨年度の要求書への回答をふまえ、以下の諸点について要求し、地 方公務員法第55条第1項に基づく交渉を申し入れます。

- 1. 賃金の引き上げ・賃金制度の改善
 - ①将来的には教育職給料表を一本化することを展望するなかで、幼小中特別支援教育職 賃金を引き上げること。教員賃金を平準化、一本化する過程で高校教育職の賃金を引 き下げることは絶対にしないこと。
 - ②高年齢層職員の昇給を抑制しないこと。
 - ③教育業務連絡調整手当を廃止すること。
 - ④再任用職員の賃金を退職時の70%以上にすること。
 - ⑤臨時採用教員に教育職給料表2級を全面適用すること。
 - ⑥臨時採用を理由に1級適用を継続するのであれば、職務職階制に基づく職務内容の違いを 明確にすること。
 - ⑦小中学校臨時採用教員の賃金をまずは幼稚園と同額まで引き上げること。
 - ⑧臨時採用教員賃金の上限を撤廃すること。
 - ⑨期末・勤勉手当を期末手当に一元化し、年間6か月分を支給すること。
 - ⑩交通用具使用者の通勤手当を実態に応じた額に改善すること。
 - ⑪交通機関の運休や道路通行止めなどの影響で、通常の交通手段・経路と異なる通勤を 余儀なくされたことにより職員が負担した経費の実費を支給すること。
 - ⑫地震、水害、火災その他の災害または交通機関の事故等に際して、通勤途上または住 居の滅失または破壊が予想されることによる身体の危険を回避するための特別休暇を 創設すること。
- 2. 超過勤務および勤務時間の割り振り、休憩時間
 - ①教員に「限定4項目」以外の超過勤務を命じたり、勤務時間内に終了しないことが明らかな業務を分掌させたり、慢性的恒常的な超過勤務を放置することのないよう校園長を強くはたらきかけること。「限定4項目」であっても「臨時的かつ緊急やむを得ない場合に限る」ことを正しく理解させること。
 - ②①にかかわって、各校園での超過勤務縮減のための業務の見直しのプログラムを教育 委員会として具体的に明らかにするとともに、各校園ごとにその具体化が推進される よう、校園長に強くはたらきかけること。
 - ③②をすすめるため、国レベルの教員勤務実態調査の結果「庶務事務システム」の記録を 集計し、神戸市独自でも超過勤務実態調査を継続して実施すること。
 - ④③の調査や①②の超過勤務を論じる際、校園長が明示的に命じたもののほか、分掌させられた業務の処理に必要な労働時間はすべて超過勤務として認め、いやしくもそれらを「自発的創造的な活動」と称して慢性的恒常的な超過勤務の実態から目をそらすことのないようにすること。この点については①②のはたらきかけの際、校園長に強く徹底

すること。

- ⑤教員の超過勤務の縮減がただちに難しい場合は、給特法による適用除外とはなってい ない職員と同じく三六協定を締結し、超過勤務手当を支給すること。
- ⑥給特法の適用をうけない学校職員がやむを得ず超過勤務をおこなった場合、おこなわざるを得ない場合には、労働基準法にのっとって確実に超過勤務手当を支給すること。 予算上の裏付けがない場合には、一切の超過勤務を命じない、ならびに放置しないこと。
- ⑦全ての校園長および教頭、事務長に労働基準法、労働安全衛生法等労働諸法規の理解・ 正確な運用についての研修会等を昨年度どのように実施したのか、研修資料・レジュメ 等を提供し具体的に明らかにすること。また今後もこのような研修会等を継続すると ともに校園長等が労働諸法規を遵守するよう強くはたらきかけること。
- ⑧休憩時間を現場の実情に応じて45分にすることが少なくとも条例や規則等の禁じるところではないことを明らかにし、現場に周知すること。
- ⑨「庶務事務システム」にかつての記録簿と同様、休憩時間に勤務せざるを得なかったことを記録できる機能を設定すること。
- ⑩「庶務事務システム」に複数の勤務時間の割り振り変更、時間休、職免等を同時に申請、 決済できる機能を設定すること。
- ⑪1時間休、45分休を同じ日の中で分割して取得できるようにすること。
- ⑩職員の「庶務事務システム」入力に対する支援を迅速・確実にできるように、管理職自身がシステムを熟知すること。
- (13)「庶務事務システム」の簡素化に努めること。
- 迎理由を限定せずにフレックスタイムを活用できるようにすること。

3. 休養室の設置

- ①労働安全衛生法にのっとって横になることができる男女別の休養室を設置すること。 同法の趣旨に反している実態のある学校園の校園長にその是正をはたらきかけるとと もに、学校設置者として必要な措置を早急に講じること。
- ②①をすすめるために実態調査をし、設置にむけての具体策と年次ごとの数値目標を明らかにすること。
- ③新設校においては、設計段階で休養室の設置を明確にすること。

4. 泊をともなう行事の勤務時間の割り振り

- ①修学旅行や野外活動など泊をともなう行事では、プログラムや指導終了後の時間および仮眠状態である教員の睡眠時間のすべてを割り振りによる他の日の勤務時間短縮の対象とし、また給特法の適用をうけない職員には確実に超過勤務手当を支給すること。
- ②泊をともなう行事において、実質的には休憩時間がとれていないことを認め、まずは運用例をみなおすなど、この解決策を速やかに検討すること。
- ③どうしても①②の解決策が見いだせない場合には、現行の宿泊行事を縮小・廃止する方

向で現場にはたらきかけること。

- 5. 健康診断受診の際の勤務の取り扱い
 - ①労働安全衛生法・学校保健安全法上の受診義務に基づく健康診断の再受診にあたって も、「職免」ではなく職務として位置付け、勤務地を離れる場合には出張として取り扱 うこと。定時制高校や夜間中学校で勤務時間外に受診した場合は割り振り変更を行う こと。
 - ②特別支援学校職員の腰痛検診を出張として取り扱うこと。
 - ③養護教諭のB型肝炎検診を出張として取り扱うこと。
 - ④VDT検診、胃部検診を出張として取り扱うこと。
 - ⑤風疹の抗体検査と予防接種を出張として取り扱うこと。
- 6. 人事異動に伴う労働条件の悪化防止
 - ①健康上の問題や育児・介護など家庭事情などで配慮が必要な職員が人事異動の結果、労働条件が大幅に変化し、働き続けることが困難になるような事態にならないように十分に配慮すること。
 - ②人事異動の結果、通勤時間が大幅に長くなることによって働き続けることが困難になる事態にならないように十分に配慮すること。
 - ③人事異動の結果、慢性的恒常的な超過勤務が放置されている学校園に異動することに よって働き続けることが困難な事態にならないように、すべての学校園での違法不当 な超過勤務を解消していくこと。

7. 「人事評価システム」

- ①「人事評価システム」を廃止すること。
- ②①が直ちに実施できなくとも「人事評価」を賃金等の処遇に連動させないこと。

8. 再任用

①再任用希望者のうち、過年度の退職者に対しても、他の希望者と同じく、希望実現に努力するとともに採用にあたっての情報提供を懇切丁寧に行なうこと。

9. 部活動

- ①現状慢性的恒常的に違法な超過勤務の原因のひとつとなっている部活動を担当するかしないかは職員の自由であることを年度当初の職員会で職員全体に明示すると共に学校業務日・学校業務日以外に関わらず顧問教員に代わって部活動の技術指導を含む運営全般を単独で行うことができる外部顧問の配置を一層促進すること。
- ②顧問を命じるにあたっては、必ず本人の了解を得るようにし、けっして部活動担当を強制することのないよう学校長を指導すること。

③すべての所定勤務時間外にわたって活動せざるを得ないことが予想される部活動については勤務時間の割り振り、休日出勤の際の週休日の振り替え等を明示したうえで命じること。「公式試合」等を限定列挙してこれらを行なおうとするなら、該当しない活動は禁止すること。

10. 各種ハラスメントの防止

- ①学校での各種ハラスメントの防止に努めること。
- ②教育委員会のモラルハラスメントに対する具体的な施策を明らかにされたい。
- ③管理職は、職員間のいじめ・パワハラ・モラハラ・セクハラの断固防止で、風通しの良い学校風土を醸成、維持すること。管理職の中には、特定派閥に対する職務の丸投げで正しい学校風土を醸成できない者がいるが、教育委員会は管理職を厳格に指導すること。
- ④ハラスメントについて問題提起をする者をトラブルメーカーとして扱ったり、各種 ハラスメントを個人的な問題としてかたづけたりすることなく、職員や幼児・児童・ 生徒等からの相談や問題提起には真摯な態度で応じること。
- ⑤教育委員会は、東須磨小学校の教員いじめ事件の被害者は勿論、その他のハラスメント 被害者も適切にフォローし続けること。
- ⑥教育委員会は、東須磨小学校の教員いじめ事件の原因の検証とその一掃に引き続き努めること。
- 11. 東須磨小学校の教員いじめ事件発覚の際、市全職員からとったアンケートについて
 - ①事件発覚の際、神戸市全職員からとったアンケートへの対応を、最後の一件まで曖昧にすることなく回答し配慮(精神疾患等の被害によっては公務災害の認定など)を適切に行うと共に、加害者への措置を厳正に行うこと。
- 12. 職員の分限及び懲戒に関する条例第2条第3号の廃止
 - ①「起訴される蓋然性が高い」などという極めて曖昧な要件に基づき分限休職を命じることができるとする本改正条例は、東須磨小学校事件後の情動的な世論におもねる形で制定されたものである。教育委員会職員分限懲戒審査会コメントでも明らかなように、要件に基づく条例適用そのものが現実には困難であり、実質的には懲戒処分の先取りになりかねない本条例改正部分(第3号)の廃止を市長にはたらきかけること。
- 13.幼稚園・小学校・中学校の通級指導教室
 - ①通級指導を行なう部屋の整備を拡充すること。
 - ②通級指導教室職員の特別支援教育相談センターでの定期的な業務を行なう負担が大きいため各校での勤務に専念できるようにすること。
 - ③特別支援教育センターの担当主事を明確にすること。

- ④主事は相談員との意思疎通をきちんと図ること。
- ⑤年度当初の計画は、わずかな期間で変更することのないよう、よく熟考して作成すること。
- 14. 支援学校、知的部門、高等部の生活コースについて
 - ①支援学校知的部門高等部の生活コースの職員の職務が、現状の職員配置では過重になっている現状を是正すること。

15. 学校事務職員制度

- ①学校事務職員の職員室での執務を強制しないこと。
- ②「主体的・積極的に参画する業務」「標準職務」の押し付けと「相互支援体制」が、学校内における学校事務に対する「他人事化」「無関心」をさらに拡大し、さらなる多忙化と管理強化を招かねないようにするための具体的な方策を明らかにすること。
- ③ほとんどの学校において一人勤務である学校事務職員が、準公費、教科書、就学事務など学校の根幹に係る業務において多数の職員と協力し相互チェックすることによって 適正な業務執行を行なうことができる条件を確保すること。そして学校事務職員の業 務負担を拡大させないこと。

16.「同和」教育・人権教育

- ①「同和」教育・人権教育を地域・学校園の実情に応じて推進し、学校園のとりくみへの 積極的な支援をおこなうこと。
- ②学校での幼児・児童・生徒・職員へのあらゆる人権侵害の防止に努めること。
- ③「いじめ」が「自殺を含む重大事故」に繋がってしまったような案件については、決して隠蔽することなく適正な調査と情報公開を行うこと。

17. 職員による体罰、暴言の防止

- ①学校での職員による幼児・児童・生徒に対する体罰、暴言を防止すること。
- ②管理職は、体罰、暴言について問題提起することを職員に奨励すること。問題提起した職員をトラブルメーカーとして扱ったり、体罰、暴言を指導の一環だとかたづけたりするようなことは論外であり、幼児・児童・生徒等からの相談や問題提起には真摯な態度で応じること。

18. 友生支援学校の移転・知肢併置化後のケア

①移転後に生じた不都合には、保護者、幼児・児童・生徒、職員への情報提供を 懇切・ていねいにおこない、要望に誠実かつ積極的かつ速やかに対応し、今後 の市全体の特別支援学校の整備プランに反映させること。

19. 新型コロナ感染症について

- ①管理職は、職員に対する感染防止・健康維持に対しても引き続き安全配慮義務 として最善を尽くすこと。いやしくも「奉仕」などと称して、管理職の職員へ の安全配慮義務を回避するような雰囲気が学校内に広がらないようにするこ と。
- ②支援学校で「児童・生徒がマスクをつけられない」「指導、支援上ソーシャルディスタンスが取れない」などの状況がある場合には、実態を明確に把握した上で、管理職の責任において市全体の指針の例外的運用を行なうことを確認すること。

以上